

横浜都市農業推進プラン

2019-2023

活力ある都市農業を未来へ

(素案)

横浜市環境創造局

■ 目次

1章	横浜都市農業推進プランについて	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけと計画期間	2
3	横浜の農業の多様な役割	2
2章	横浜の農業を取り巻く環境	4
1	これまでの横浜市の農政の取組	4
2	横浜農業の現状	6
3	横浜の農業が抱える課題	10
4	この間の横浜農業を取り巻く環境の変化	12
3章	計画の方針	14
1	基本理念とおおむね5年後の目標	14
2	5か年の取組の柱	15
3	農業施策の体系	17
4章	施策の内容	18
	取組の柱1 持続できる都市農業を推進する	18
	施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興	20
	事業① 市内産農畜産物の生産振興	20
	事業② 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援	24
	事業③ 生産基盤の整備と支援	27
	施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援	30
	事業④ 農業の担い手の育成・支援	30
	事業⑤ 農業経営の安定対策	33
	施策3 農業生産の基盤となる農地の利用促進	34
	事業⑥ 農地の貸し借りの促進	34
	事業⑦ まとまりのある農地等の保全	35
	取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	37
	施策1 農に親しむ取組の推進	38
	事業① 良好な農景観の保全	38
	事業② 農とふれあう場づくり	40
	施策2 地産地消の推進	43
	事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進	43
	事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開	44

1章 横浜都市農業推進プランについて

1 背景と目的

横浜市における都市農業施策は、昭和40年代の港北ニュータウン計画において、都市と調和した農業を展開するために農業専用地区制度を創設したことに始まります。その後、法に基づく農業振興地域制度や生産緑地制度などの農地保全策と併せて、農業専用地区を中心に、農地の基盤整備等の農業振興策や担い手支援策を進めてきました。さらに、市民農園の開設や地産地消の推進により、市民が農と触れ合える取組も行うなど、横浜市ではこれまでも農業を取り巻く社会状況の変化に応じて、都市と農業が共存する「“農”のあるまち横浜」を目指して農業の総合計画を策定し、施策展開をしてきました。

しかし、農家の高齢化や後継者不足等による農地の遊休地化、担い手の減少や農産物価格の低迷などにより、農業地域の活力が弱まることで、農家の営農意欲が低下していく懸念があります。

一方で、消費者の「新鮮で美味しい」といった食に対するニーズの高まりとともに、横浜の農業に対する市民や事業者等の関心は一層高まってきており、市民グループやNPO法人等が地産地消に積極的に関わるなど、食や農を巡る新たな動きが活発になっています。また、農業を通じた福祉や教育に関する社会活動も進むなど、横浜の農業は、食料生産を行うのみでなく、市民の暮らしを豊かにする存在へと価値が高まってきています。

本市では、こうした横浜の農業を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後も活力ある都市農業が展開されることを目標に、横浜市における農業の今後の方向性を展望した5か年の農業施策を、「横浜都市農業推進プラン」として、平成26年度に定めました。

その後、国においては、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、平成28年には「都市農業振興基本計画」も策定され、都市農地の位置付けが「都市にあるべきもの」となりました。

また、横浜市では、「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」を平成26年度に制定し、平成28年9月には『横浜農場』のキャッチフレーズで地産地消を進めるため「市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの取組について」をまとめました。

こうした、農業を取り巻く環境の変化や市民の声、横浜の農業が抱える課題や、これまでの3か年の取組の実績と成果等を踏まえて、次の5か年に取り組みべき農業施策を「横浜都市農業推進プラン（2019-2023）」の素案としてとりまとめました。

2 計画の位置づけと計画期間

本計画は、横浜市基本構想に基づく「中期4か年計画（2018～2021）」及び「横浜市水と緑の基本計画」、「横浜市環境管理計画」等の諸計画に基づき、農業分野の施策の方向性と具体的取組を定めるものです。

平成26年度に策定した「横浜都市農業推進プラン」では、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望しつつ、平成26年度から30年度までの5か年の具体的な取組について定めました。

今回、計画の改定にあたり、この間の横浜の農業が抱える課題と、横浜の農業を取り巻く環境の変化、現行プランの3か年の実績と成果等をふまえて、次期の5か年の事業や具体的な取組内容について記載しています。

中期4か年計画（2018～2021）や水と緑の基本計画（平成28年6月）と整合を図るとともに、2019年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組（2019～2023）」とも密接に関連するため、本計画の計画期間も、2019（平成31）年度から2023年度とします。また、平成27年4月に施行された都市農業振興基本法及び平成28年5月策定の都市農業振興基本計画の趣旨に沿い、横浜市では本プランを法第10条に基づく、都市農業の振興に関する地方計画に位置付けます。

横浜都市農業推進プランと他の計画との関係

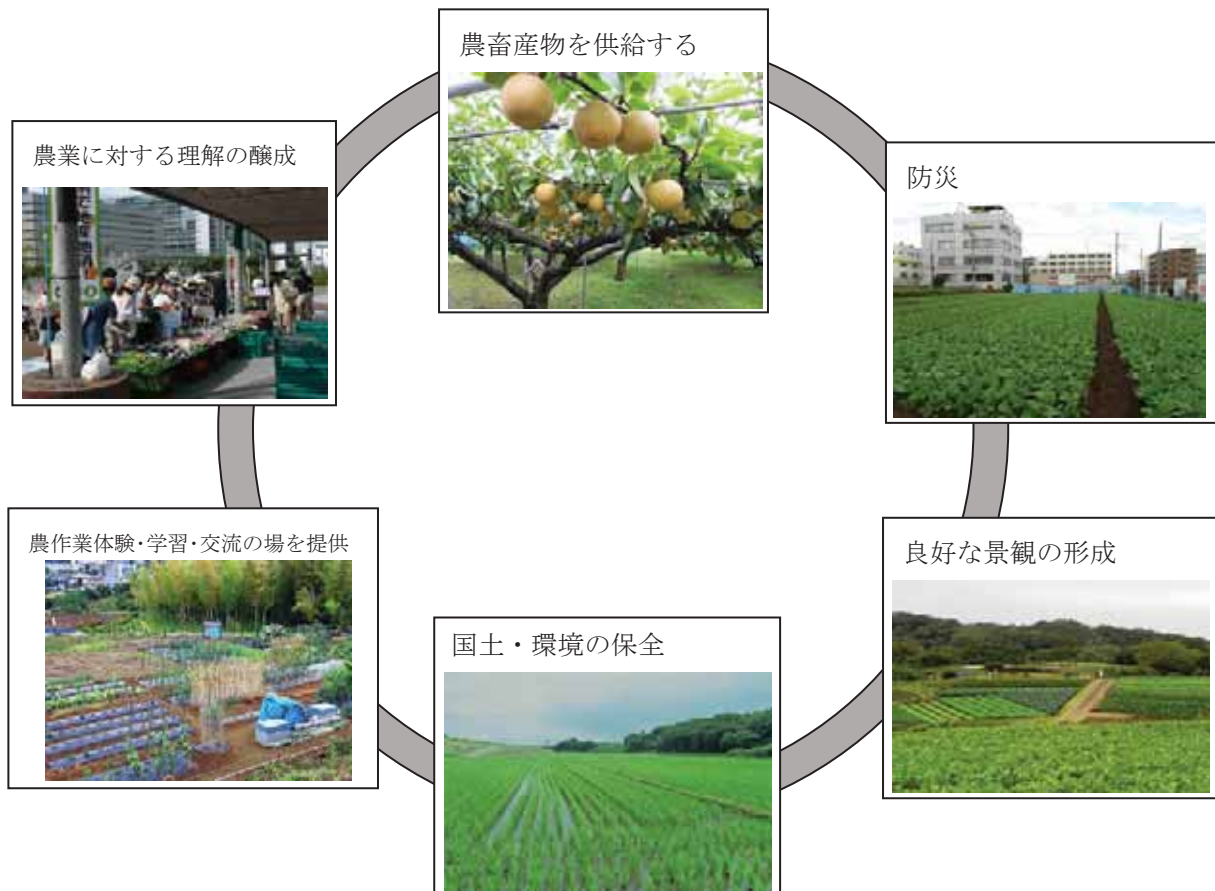
2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31	2020	2021	2022	2023	2024	2025
横浜市基本構想（長期ビジョン、H18.6策定、目標年次2025年）																			
中期計画 2006-2009 (H18-21)				中期4か年計画 2010-2013 (H22-25)				中期4か年計画 2014-2017 (H26-29)				新たな中期計画 2018-2021							
横浜都市農業推進プラン H26-30												横浜都市農業推進プラン 2019-2023							
横浜市水と緑の基本計画（2006-2025）										H28.6改定									
				横浜みどりアップ計画 （新規・拡充施策） 2009-2013				横浜みどりアップ計画 （H26-30） 2014-2018				これからの緑の取組 2019-2023							

3 横浜の農業の多様な役割

横浜をはじめとする都市の農地は、食料をはじめとする様々な農畜産物を生産して市民の食生活を支えるとともに、農畜産物の加工・運搬・小売・飲食サービスなどのほか、農業資材・農業機械・燃料など多くの業種と結びついて、地域経済にも一定の貢献をしています。

また、都市農地はこうした農畜産物の供給という役割以外にも、防災や良好な景観の形成、国土・環境の保全、農作業体験や交流の場の提供など、様々な役割を果たしており、「多様な機能」を有しています。

都市農業の多様な機能（農水省、都市農業振興基本計画より）



(1) 農畜産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農畜産物を供給する機能

(2) 防災の機能

災害時の延焼防止、地震時の避難場所、仮設住宅建設用地等の防災空間としての機能

(3) 良好な景観の形成の機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらす機能

(4) 国土・環境の保全の機能

雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全等に資する機能

(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生活者と都市住民の交流の場を提供する機能

(6) 農業に対する理解の醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

2章 横浜の農業を取り巻く環境

1 これまでの横浜市の農政の取組

横浜市は、人口 373 万人(平成 30 年 1 月現在)を擁する全国の市町村で最も人口の多い市です。横浜市では、昭和 30~40 年代の高度経済成長期の急速な人口増大により、農地や樹林地は開発されて急激に減少し、都市のスプロール化が顕著になりました。

昭和 40 年に港北ニュータウン計画を市の 6 大事業のひとつとして発表し、計画的な土地利用施策を展開するため、横浜市独自の「農業専用地区」制度を設け、44 年に港北ニュータウン地域内農業専用地区を設定しました。さらに、昭和 47 年度に始めたフルーツパーク設定事業のナシ園の造成は、現在の「浜なし」の生産につながっています。

その後、昭和 50 年代になると、市民の農業への理解を深めるために市民菜園を開設するとともに、農村地域の優れた田園景観の地域に都市住民を呼び込み、市民との交流による農業振興・農地保全を図る目的の「横浜ふるさと村」など、「市民と農とのふれあい」を深める取組を新たに進めました。

昭和 60 年代以降、地価高騰や住宅難などが大きな問題となり、平成 3 年に生産緑地法等が改正されて、農地の宅地化が促進された一方で、市内の生産緑地地区の指定が進み、防災や景観など、農地の多面的な機能が注目され、都市農業の役割が改めて見直されるようになりました。また、郊外部では、市民との交流による農業振興を図る地域として、新たに「恵みの里」の整備を進めました。

さらに、平成 21 年度からは、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的なみどりの取組である「横浜みどりアップ計画」により、農景観の保全や市民と農とのふれあいの事業を拡充し、市独自の制度・事業を創設して、農業振興と農地保全、市民と農とのふれあいや地産地消の推進に努めてきました。

横浜市農業施策等の取組年表

年 度	取 組 内 容
昭和41年度	中里地区で観光果樹園造成事業(～43年度)。
昭和42年度	野菜指定産地事業開始。
昭和44年度	港北ニュータウン地区区内で、横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に6地区230haを指定。
昭和45年度	都市計画法による市街化区域・市街会調整区域の線引き。 横浜市農業総合計画 を策定。
昭和46年度	横浜市農業専用地区設定要綱制定。農業振興地域の指定。緑化用苗木増殖事業開始。 フルーツパーク設定事業により恩田川・谷本川沿岸でナシ園造成(～55年度)。
昭和48年度	農業振興地域整備計画を策定(農用地区域の指定)。
昭和49年度	農業緑地保全事業開始。
昭和51年度	レクリエーション農園として、市街化区域内に市民菜園を開設。
昭和55年度	新農業総合計画 を策定。寺家地区で横浜ふるさと村事業に着手。 戸塚区平戸地区で市街化区域から市街化調整区域への逆線引き。
昭和56年度	緑のマスタープラン横浜市原案を策定。観光農業振興事業で果樹園の整備が全市に展開。
昭和58年度	寺家地区を横浜ふるさと村に指定。
昭和60年度	農業専用地区設定要綱を改正し面積要件を「20ha以上」から「概ね10ha」に。
昭和62年度	寺家ふるさと村開村。
平成元年度	都市農業総合計画 を策定。舞岡地区を横浜ふるさと村に指定。都市農園基本構想。
平成3年度	金沢臨海部農園整備事業着手。障害者農業就労援助事業開始。
平成4年度	生産緑地地区275ha指定(市街化区域内農地の約18%)。グリーンコンポスト(剪定枝堆肥)利用促進事業。
平成5年度	栽培収穫体験ファーム制度を開始。
平成6年度	農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想を策定。認定農業者の認定開始。 ゆめはま2010プランで恵みの里構想。
平成8年度	阪神・淡路大震災を機に防災協力農地登録制度を創設。よこはま・ゆめ・ファーマー認定支援制度。
平成9年度	舞岡ふるさと村開村。横浜ブランド農産物育成増産事業基本方針策定、恵みの里事業を開始。 緑に関する総合計画の 横浜市緑の基本計画 策定。
平成10年度	農協開設型大規模市民農園の柴シーサイドファーム開園。恵みの里に田奈地区を指定。 横浜ブランド農産物のシンボルマーク「はま菜ちゃん」決定
平成11年度	食料・農業・農村基本法制定。
平成12年度	恵みの里に都岡地区を指定。
平成15年度	構造改革特区制度の活用により、農家開設型の市民農園を開始。
平成16年度	環境保全型農業推進者認定制度、特別栽培農産物認証制度の開始。
平成17年度	市民と農との地産地消連携事業を開始。特定農地貸付法改正で、農家開設型市民農園が可能に。 横浜チャレンジファーマー支援事業を開始し農業への新規参入を推進。恵みの里に新治地区を指定。
平成18年度	地産地消を推進する人材育成として「はまふうどコンシェルジュ講座」開始。直売ネットワーク開始。 横浜市水と緑の基本計画 策定。学校給食での市内産農産物の一斉供給開始。
平成20年度	農政施策検討会が「横浜における今後の農政施策について」を答申。 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (計画年度:平成21-25年度)を策定。
平成21年度	地産地消サポート店登録制度開始。みなとみらい農家朝市開始。
平成22年度	横浜市食育推進計画策定(地産地消や食に関する体験活動を位置づけ)。 農地法等の改正を受け、農業経営基盤強化基本構想を改定し、新規参入制度を拡充。
平成23年度	中期4か年計画に食と農の新たな展開による横浜農業の振興を位置づけ、「食と農の連携事業」・「地産地消ビジネスモデル支援事業」を開始。神奈川新聞社と市内2農協の協働で図書「食べる.横浜」刊行。
平成24年度	戸塚区総合庁舎が移転し、屋上農園や地産地消直売コーナー設置。
平成25年度	横浜みどりアップ計画(計画年度:平成26-30年度) を策定
平成26年度	横浜都市農業推進プラン策定。「横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例」制定。 恵みの里に柴シーサイド地区を指定。
平成27年度	市内の農協が合併し1農協に。在日米軍上瀬谷通信施設の全域が返還。
平成28年度	「市内産農畜産物のブランドに向けたプロモーションの取組」。農地転用許可権限が県知事から市長に移譲。

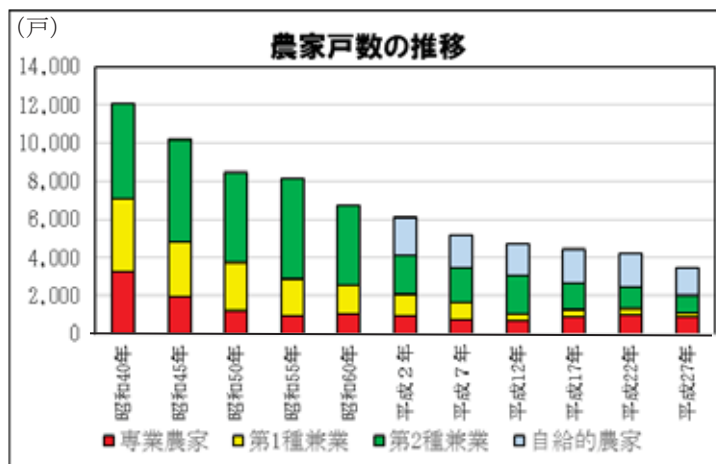
2 横浜農業の現状

(1) 農家戸数の推移

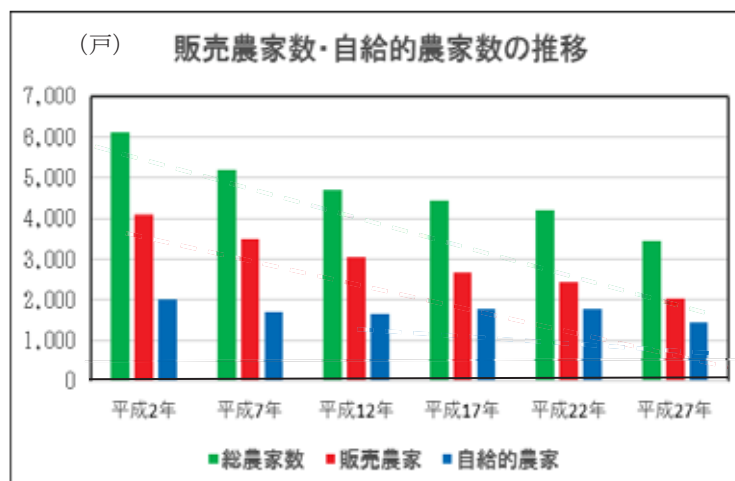
市内の農家戸数は減少の一途をたどっていますが、特に減少が激しかったのは、高度経済成長期の昭和40年代で、その後50年代前半は減少の幅が緩やかになります。そして昭和55年から平成7年にかけて地価高騰による農地の減少等により、農家戸数も再び減少の幅が大きくなりましたが、平成12年から22年にかけては、また緩やかな減少となりました。

そして、平成22年から27年にかけての5年間の減少率は、それ以前の10年間の減少の幅を大きく上回るペースで、農家戸数が減少しました。

平成27年では、総農家数は3,451戸、うち販売農家2,029戸、自給的農家1,422戸となっています。



※ 農業センサスより編集

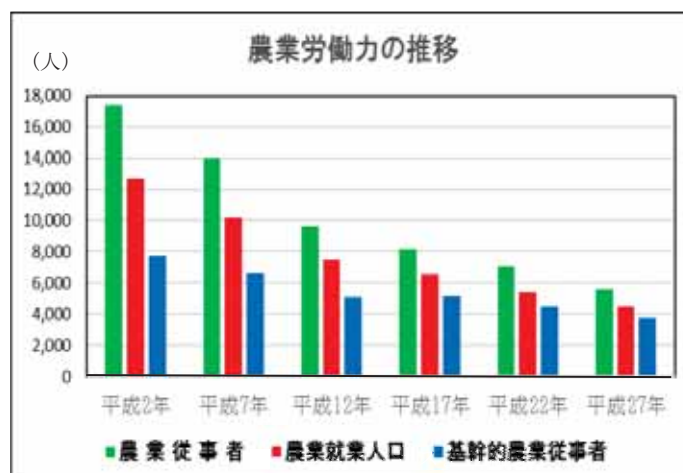


※ 農業センサスより編集

(2) 農業労働力の推移

農業センサスにおける農業労働力を示す数値には、「農業従事者」、「農業就業人口」、「基幹的農業従事者」の3つがあります。(次ページのコラム参照)

横浜市では、ここ10年は、5年毎の減少数がほぼ一定しており、平成27年では、農業従事者が5,639人、農業就業人口が4,482人、基幹的農業従事者が3,761人となっています。



農林業センサスとは

わが国農林業の生産構造や就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成・提供することを目的に、農林水産省が5年ごとに行う調査。

主な用語の定義

農家・・・経営耕地面積が10アール（1,000㎡）以上または調査期日前1年間の農畜産物販売金額が15万円以上の世帯。

販売農家・・・農家のうち、経営耕地面積が30アール以上または農畜産物販売金額が50万円以上のもの。

自給的農家・・・農家のうち、経営耕地面積が30アール未満かつ農畜産物販売金額が、50万円未満であるもの。

専業農家・・・販売農家のうち、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

兼業農家・・・販売農家のうち世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家で、農業所得が主である場合を第1種兼業農家、農業所得が従である場合を第2種兼業農家という。

経営耕地面積・・・農家が経営する耕地（田、畑及び樹園地の計）をいい、農家が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄地を除き、借り入れている耕地を加えたもの。

農産物販売金額・・・経費を差し引かない売上高をいう。自家消費分の見積金額は含まない。

農業従事者数・・・満15歳以上の世帯員のうち、調査日前1年間に、農業に従事した人。

農業就業人口・・・調査日前1年間に、「農業にのみ従事した」か「農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い」世帯員。

基幹的農業従事者・・・農業就業人口のうち、調査日前1年間に、主に家事や育児、学業などではなく、主に「仕事に従事していた」人。

		仕事への従事状況			
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事、従事しない
			農業従事日数が多い	その他の仕事の従事日数が多い	
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者		農業従事者	
	家事や育児 学生その他	農業就業人口			

(3) 農地面積の推移

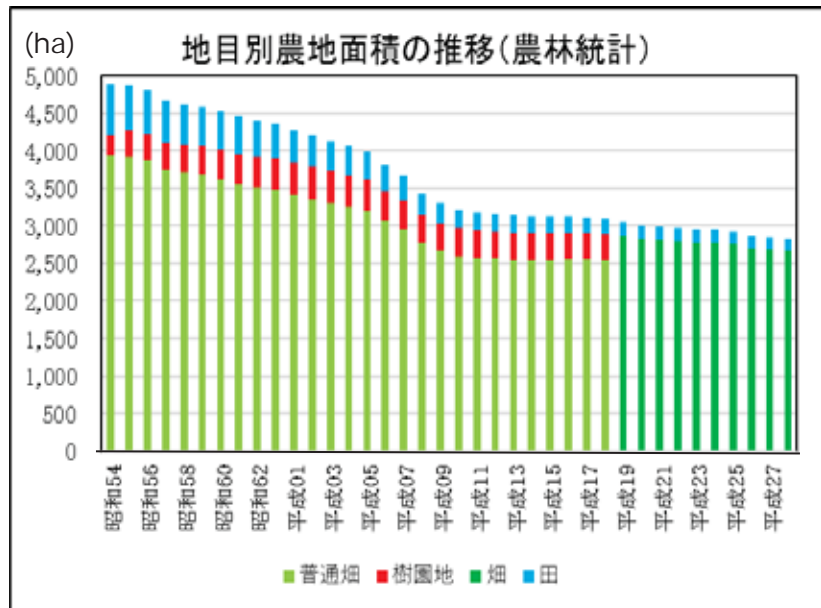
横浜市内の農地面積は、農林統計による面積でも「固定資産概要」から算出した面積でも、減少の一途をたどっていますが、平成10年以降は、減少が緩やかになってきました。

農林統計の値を地目別にみると、水田面積は、平成9年から20年の11年間では平均で8haの減少でしたが、平成21年度から水田保全奨励事業が実施されると、減少の度合いが28年度までの7年間の年平均で約4.1haと減少が緩やかになっています。

畑では、平成11年からは減少が鈍化し、28年度までの17年間の平均で、1年当たり約15.9haの減少となっています。

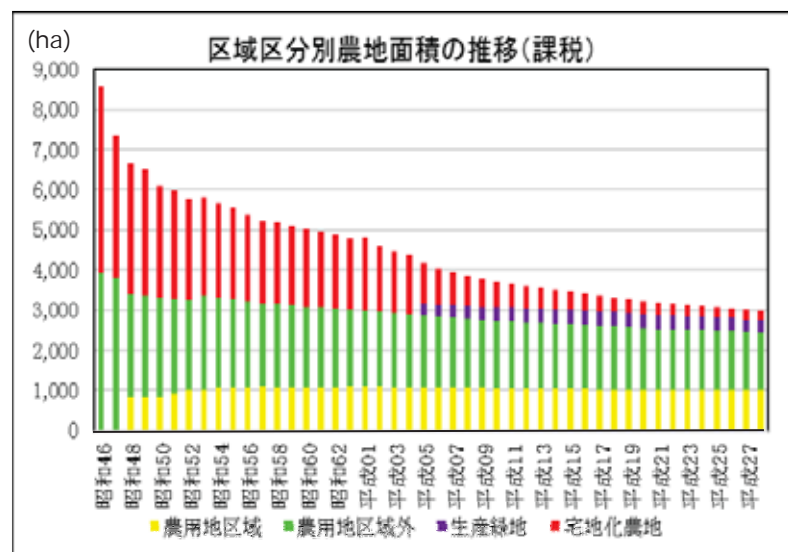
固定資産税の課税面積をもとにした区域区別の農地面積では、市街化区域の農地面積（生産緑地＋宅地化農地）は、昭和40年代から平成の初めにかけては大きく減少していますが、平成4年に地価対策の一環として、生産緑地地区の指定がされてからは、減少が緩やかになっています。

市街化調整区域の農地面積（農用地区域＋農用地区域外）は、毎年一定した緩やかな減少をしており、その減少面積は、平成8年から28年の20年間の年平均で約16.5haとなっています。



※ 平成19年度以降は、畑の内訳である普通畑と樹園地の別はない。

※ 農林水産省耕地面積統計（各年）を編集



横浜市の農地等に関わる区域区分

市街化区域・・・都市計画法に基づき市長が指定するもので、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

生産緑地地区・・・生産緑地法に基づき、市街化区域内の土地のうち、一定の要件を満たす一団の区域を、都市計画で定めたもの。

宅地化農地・・・市街化区域内の農地のうち、生産緑地地区に指定されていないもの。

市街化調整区域・・・都市計画法に基づき市長が指定するもので、市街化を抑制すべき区域。

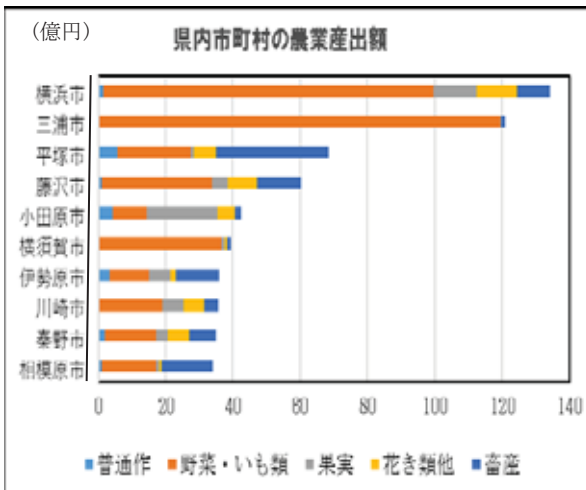
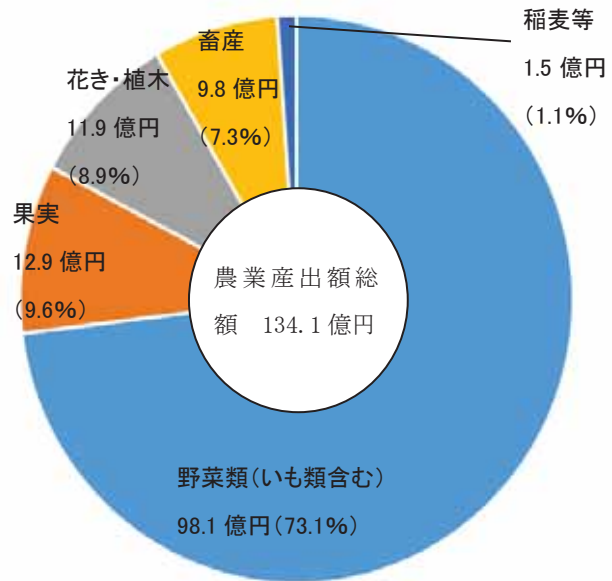
農業振興地域・・・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。

農用地区域・・・「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定。

(4) 農業産出額

農林水産省が公表した横浜市の平成 27 年の市町村別農業産出額（推計）は約 134 億 1 千万円で、神奈川県内の市町村中、第 1 位でした。産出額総額の約 73%が野菜（いも類を含む）で、次いで果実が約 10%、3 番目が花き・植木類で約 9%、畜産は 4 部門合計で約 7%、稲作や麦類・豆類などの普通作物は合わせて 1%弱です。

横浜市の推定農業産出額



平成 27 年市町村別農業産出額(推計) 農林水産省より

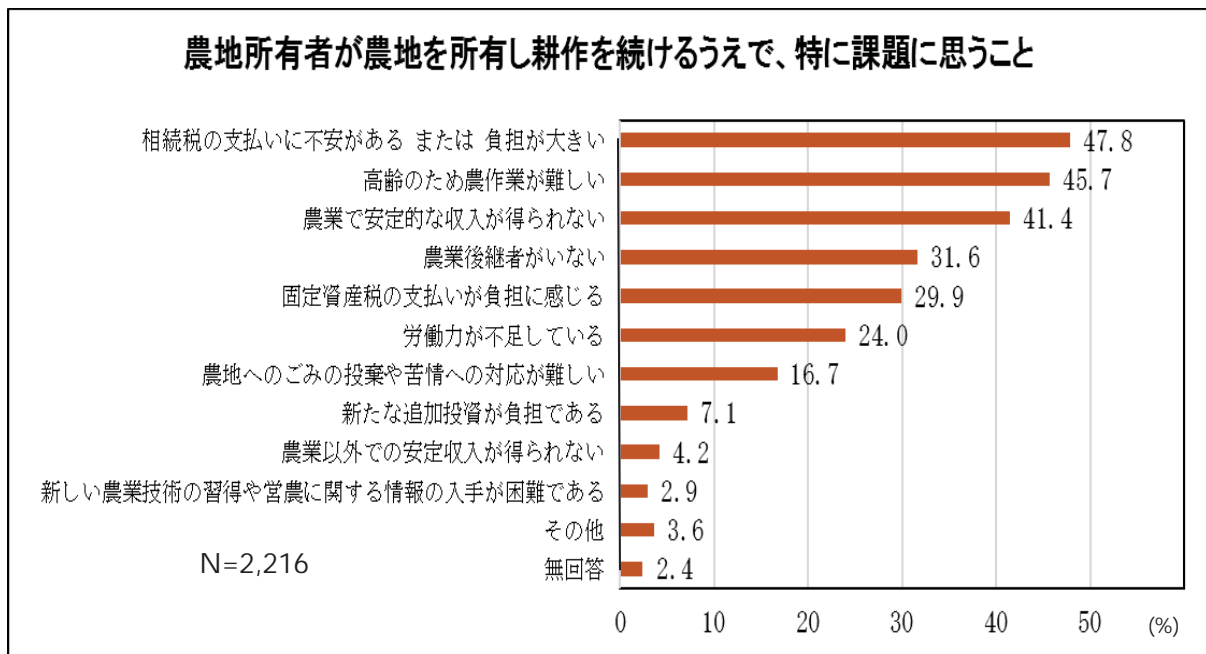
※ 農業産出額・・・農林水産省の農林水産統計による市町村別農業産出額（生産額と同義）は、平成 18 年で調査・公表がなくなりました。ここに示した推計値は、それに代わるもので、平成 27 年実施の農業センサスの結果と、毎年の農産物価格等をもとにした推計値です。

平成 27 年市町村別農業産出額（推計）農林水産省より

3 横浜の農業が抱える課題

(1) 農家が営農を継続する上での課題

横浜市が行った「横浜の緑に関する土地所有者意識調査（H29）」のうち農地所有者に対する調査では、「農地を所有し耕作を続けるうえで、特に課題と思うこと」（複数回答）で、「相続税の支払い」が回答者の約 48%と、最も多くの方が課題としてあげていました。次いで、「高齢のため農作業が難しい」が約 46%で第2位、「農業で安定的な収入が得られない」が約 41%で第3位と、いずれも 40%を超える高い回答率でした。農家の負担や経営に対する不安の声が寄せられています。



「横浜の緑に関する土地所有者意識調査」（横浜市環境創造局、H29）より

(2) 効率的な農業生産を進める上での課題

ア 農業生産基盤の老朽化

横浜市の集団的な農業地域の生産基盤整備は、昭和 40 年代の人口急増期に河川改修と併せて行われた水田のほ場整備と用排水路整備、昭和 40 年代後半から始まった農業専用地区における畑の土地改良事業と畑地かんがい施設の整備で大部分が行われてきました。

整備後 40～50 年が経過しており、これら地域の共同利用施設の老朽化が進んでいます。

イ 農業生産施設等の老朽化

地域の共同の生産基盤の老朽化とともに、農家個人の所有する園芸用の温室やハウス、果樹棚、畜舎といった生産用施設についても、耐用年数を超過しているにもかかわらず更新ができていないものも多く見られます。こうした生産施設の老朽化も、生産量減少の原因の一つとなっていると考えられます。

また、果樹では、果樹棚だけでなく、樹体そのものも老木化し、更新のための改植を行わないと、十分な収穫量を上げられない状態になっています。

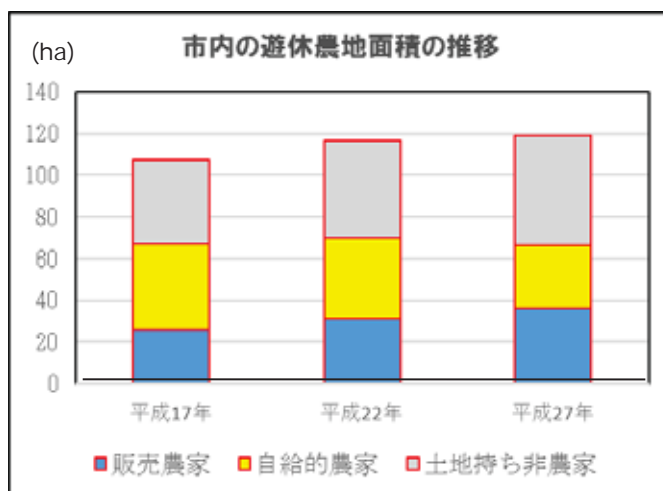
これらは、新設が集中した時期が、補助事業の実施や施設園芸ブームで、昭和40年代から50年代に整備された施設が多いためです。

(3) 良好な営農環境を維持する上での課題

ア 遊休農地の増加

農地を耕作する担い手の不足により、遊休農地が発生し、隣接農地の耕作者への影響があるとともに、雑草の繁茂などによる防犯・防災上の懸念や、景観としても課題となります。

農家が所有する遊休農地の面積は、ほぼ60~70haで一定していますが、この他、非農家が相続などで取得した農地で、遊休農地が増えており、問題となっています。



※ 農業センサスより編集

イ 農地の周辺環境への配慮

横浜市では、農地と住宅が近接しているところが多く、農地からの土埃の発生や土砂の流出、農薬の飛散やたい肥の臭いなど、都市と農業が共存するためには、市民の農業への理解とともに、農業の側からも対策が必要です。

(4) 農体験や農畜産物への高い市民ニーズへの対応

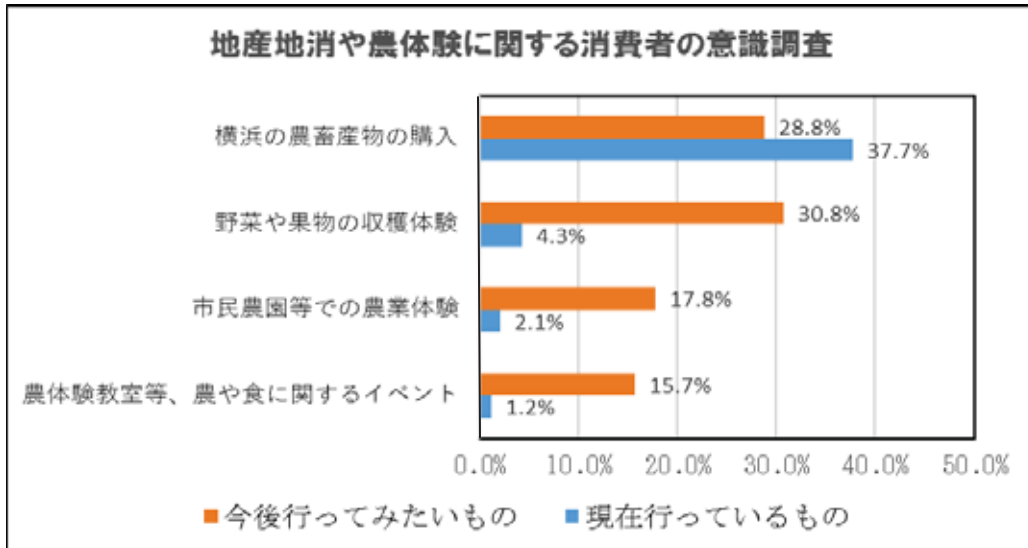
ライフスタイルの変化や、食育・健康への関心の高まりなどから、地産地消や農体験への関心が高まっています。

平成28年度の「横浜みどりアップ計画や横浜みどり税の広報に関する調査」による「緑に関する取組について、現在行っているもの、もしくは今後行ってみたいもの」(複数回答)では、「横浜の農畜産物の購入」を現在行っていると回答した人は37.7%、今後行ってみたい人が28.8%で、合わせると66.5%にものぼります。

また、「野菜や果物の収穫体験」では、現在行っている人が4.3%、今後行ってみたい人が30.8%で、合わせると35.1%になりました。

「市民農園等での農業体験」を現在行っている人が1.2%に対し、今後行ってみたい人は15.7%、合わせて16.9%になりました。

これらからも、市内産農畜産物へのニーズや、手軽な収穫体験農園、市民農園などに対するニーズは高いので対応が必要です。



4 この間の横浜の農業を取り巻く環境の変化

平成 26 年度以降、横浜の農業を取り巻く環境の変化として、主なものを以下にあげます。

(1) 横浜市地産地消推進条例の施行

横浜市では、平成 26 年 12 月、「横浜市の都市農業における地産地消等の推進等に関する条例」（以下、「地産地消推進条例」）を制定し、平成 27 年 4 月から施行しました。

条例では、広報活動、情報の共有等、市の施設等における市内産農畜産物の利用促進、市内産農畜産物等のブランド化、観光資源としての活用、6 次産業化の推進、食育との連携などをあげています。

また、市の責務として、「生産者、事業者及び市民と連携し、かつ、協力して、地産地消の推進等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する」と同時に、「農畜産業等の多様な担い手への支援を行うものとする」としています。

条例施行を受け、平成 28 年 9 月に「市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの取組について」をまとめ、『横浜農場』のキャッチフレーズで地産地消を展開していくことにしました。

(2) 都市農業振興基本法の施行と都市農業振興基本計画の策定

「都市農業振興基本法」が制定され、平成 27 年 4 月に施行されました。

これまで都市の農地は、三大都市圏では、生産緑地地区に指定された農地以外は、「宅地化すべき」農地とされてきました。しかし、人口減少やライフスタイルの変化、防災の観点などの背景から、都市の農地が、都市環境の改善や心のやすらぎ、防災や景観形成に果たす役割が見直され、都市にあるべきものとして位置付けられ、都市の農業・農地の多様な機能の評価が高まっています。

都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が平成 28 年 5 月に策定され、地方公共団体でも「地方計画を定めるよう努めなければならない」と定められました。

(3) 生産緑地の指定後30年問題と生産緑地法改正

平成4年度に三大都市圏で一斉に指定された生産緑地地区は、平成34年には、指定から30年を迎え、所有者はいつでも市に買取り申出ができるようになります。

また、平成29年4月に生産緑地法が一部改正されました。具体的には、①市町村が条例で定めれば、生産緑地地区の指定要件を500㎡から300㎡に引き下げることが可能にし、②生産緑地地区内に、直売所や農家レストラン、加工所が設置可能になり、③指定から30年が経過した生産緑地地区の買取り申出期限を10年間延長できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

本市では、この法改正に対応し、①については平成29年12月に、「横浜市生産緑地区の区域の規模に関する条例」を制定しました。

(4) 米軍上瀬谷通信施設の返還

平成27年6月、長年の懸案であった、在日米軍上瀬谷通信施設（瀬谷区瀬谷町・旭区上川井町、約242ha）が返還されました。返還地の約45%は国有地ですが、残りの市有地を除く約45%、110haは民有地で、現在は農業専用地区内の農地などになっています。

この大規模な土地の跡地利用計画のなかで、これまで通信施設という制約からできなかった生産基盤整備も含めた、今後の農業振興策の検討が必要です。

(5) 農業委員会法改正と農地転用許可権限の委譲

平成28年4月に、農業委員会の最も重要な事務を農地等の利用の最適化の推進とする、改正農業委員会法が施行され、農業委員会の委員の選出方法や定数の変更のほか、新たに不耕作地の解消や農地の流動化を推進していく農地利用最適化推進委員が置かれることになりました。横浜市では平成29年8月の選任から、新体制となり、遊休農地の解消に向けて取り組んでいます。

また、平成28年4月施行の農地法改正に基づく「指定市町村」として、農地転用の県知事の権限が、県知事から横浜市長に委譲されました。

(6) 地球環境問題等への対応

農業より発生する炭酸ガスの抑制など環境にやさしい農業への取組の推進が求められているとともに、地球温暖化問題等への適応策の必要性が高まっています。

また、農業や農地の持つ生物多様性や雨水貯留による洪水の抑制など多面的機能が再評価され、その維持・向上が求められています。

3章 計画の方針

現行の横浜都市農業推進プランは、おおむね10年後の目標を設定したうえで、平成26年度から31年度までの5か年を計画期間とし、平成26年度に策定しました。この間に、2章で述べたように、現在の横浜の農業が抱えている課題や市民ニーズ、横浜の農業を取り巻く環境の変化を踏まえて、今後の5年間も引き続き、農政の方向性、基本理念や目標を継承しながら、その理念・目標にしたがって、平成32年度以降の5か年の施策・事業・具体的取組を定めます。

1 基本理念とおおむね5年後の目標

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、「活力ある都市農業を未来へ」とします。

(2) 「横浜都市農業推進プラン(2019-2023)」の目標

今後5か年の実施計画の策定においても、5年前におおむね10年後を見据えて策定した3つの目標は継続することとします。

なお、目標の達成に向けては、「横浜農場の展開」により、都市農業の活性化を図っていきます。(※P16参照)

目標1 市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されています。

各農業地域の特性が十分に生かされて、高い意欲を持った農家により、新たな技術も積極的に取り入れた農業が展開されています。

農業生産基盤の整備や農業経営の効率化に向けた農業振興が進み、多様な担い手により農地の利用促進が図られ、活発に農業が営まれています。また、市内産農畜産物の生産振興により「浜なし」などのブランド力の高い農畜産物が生産され、地産地消につなげる市内産農畜産物の生産が拡大しています。

さらに、横浜の農業が「横浜農場」というキャッチフレーズで効果的なプロモーション展開されることにより、横浜の農業や農畜産物の魅力が市内外に広く周知され、市内産農畜産物の消費拡大が進んでいます。

目標2 豊かな農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。

農地は、食料を生産する役割だけでなく、土・緑・水の維持にかかせない環境保全の機能、また、子どもたちの教育や、福祉など社会活動の場に有効な役割を果たす機能、生物多様性の保全の機能などを有しています。そのような、多面的機能を有する農地が、市民共有の貴重な財産として保全されています。

目標3 市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進んでいます。

市民が農体験できる収穫体験農園・市民農園や農体験ツアーなどで気軽に横浜の農にふれる機会が増えています。また、農家を手助けする援農に参加する市民が増大しています。

さらに、身近なところで市内産農畜産物を購入できる直売所の整備が進み、農業が環境学習や食育の場として、市民に広く親しまれて、地産地消の取組が拡大しています。

2 5か年の取組の柱

(1) 取組の柱の設定

5年後の目標を踏まえて、今後の5か年の具体的な取組を進めるにあたり、引き続き、農業経営を支援する「持続できる都市農業を推進する」取組と、農景観の保全や地産地消など「市民が身近に農を感じる場をつくる」取組を二つの柱として設定します。

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

将来にわたり持続可能な都市農業を目指し、農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興や、横浜の農業を支える多様な担い手への支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進を図ります。

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

なお、取組の柱2については、「これからの緑の取組」として実施します。

(2) 施策

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援

施策3 農業生産の基盤となる農地の利用促進

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

施策1 農に親しむ取組の推進

施策2 地産地消の推進

横浜農場の展開

■ 横浜農場とは

横浜は大都市でありながら、市民に身近な場所で、野菜や米をはじめ肉などの畜産物まで多品目の新鮮で安心な農畜産物が生産され、美しい農景観が広がっています。また、意欲的な生産者、市内産農畜産物を利用する飲食店・事業者、「農」に関心が高い市民（消費者）など様々な主体が関わって地産地消を進めているのも横浜の特徴です。

このような、横浜らしい農業全体（生産者、市民、企業などの農に関わる人々、農地・農景観、農業生産活動など）を一つの農場に見立て、「横浜農場」という言葉で表しています。

■ 横浜農場の展開（※イメージ図）

「横浜農場」の特徴を生かし、様々な主体が積極的にかつ互いに連携し合い、基本理念である「活力ある都市農業を未来へ」を目指し、「横浜農場の展開」を図ります。

なお、「横浜農場の展開」に当たっては以下の取組を強化しながら進めていきます。

- ・人材・場の活用や各分野との連携

特に地産地消に関わる人材の育成や企業との連携を強化し「農のプラットフォーム」として位置づけ、協働して横浜ならではの都市農業の活性化を目指します。

- ・都心臨海部での展開

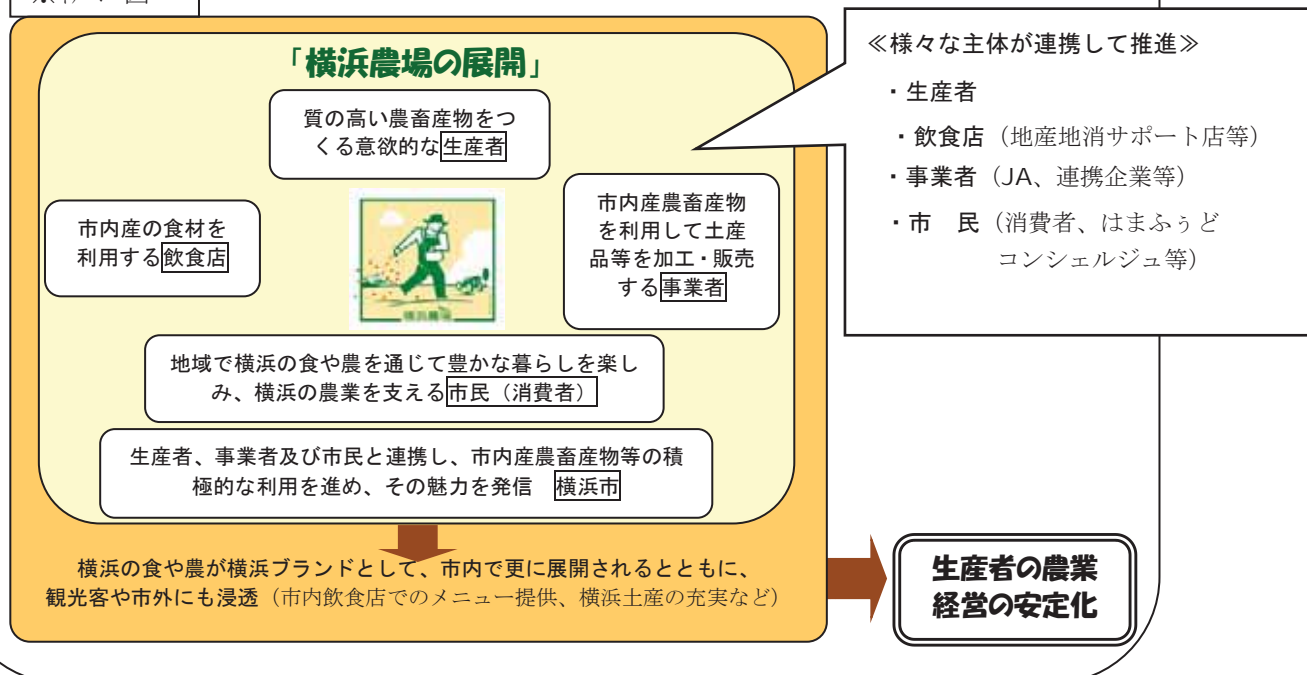
市内産農畜産物を購入・味わえる場や機会の拡大を、農地が少ない都心臨海部を重点に取り組みます。

- ・プロモーションの強化

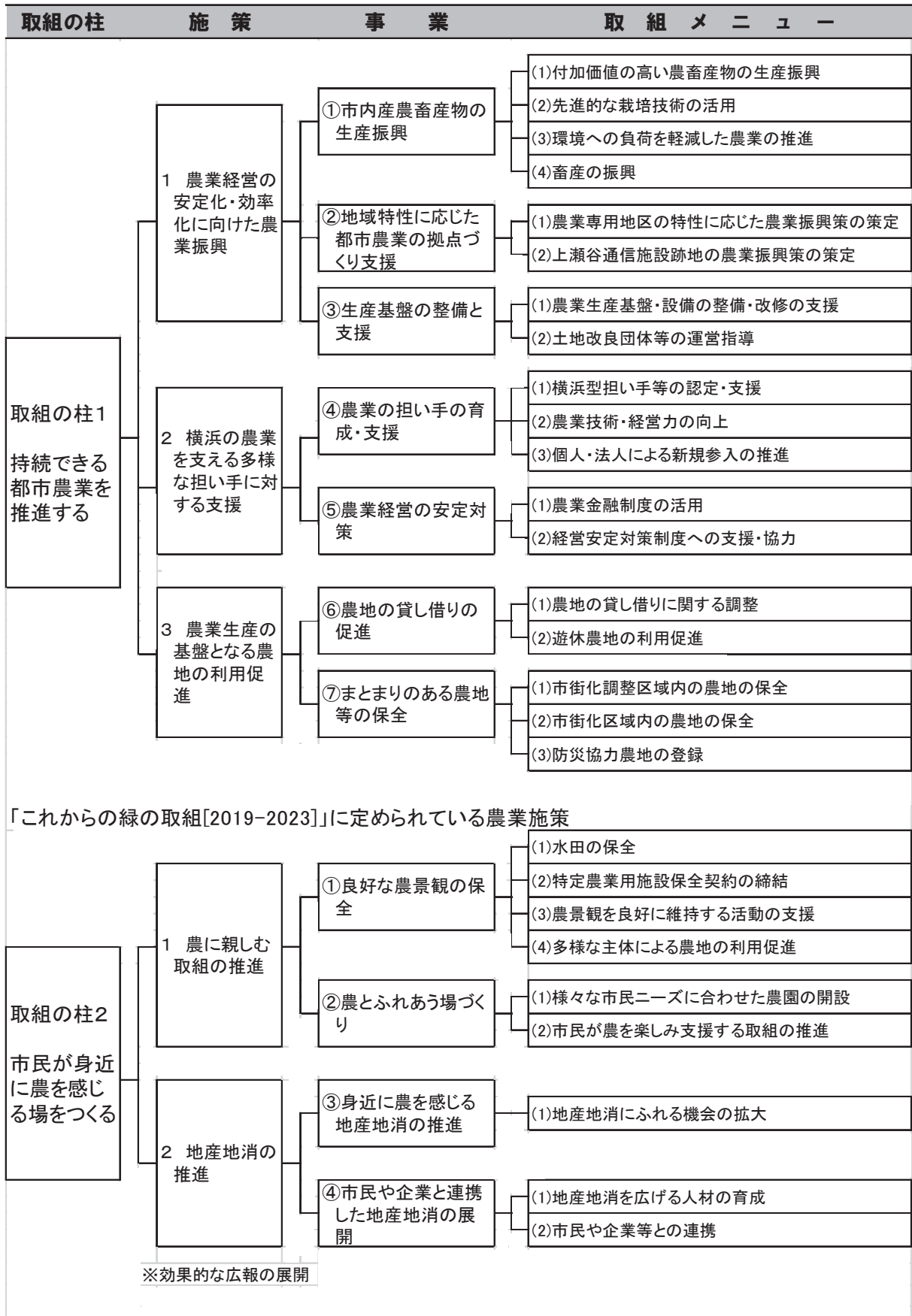
「横浜農場」のロゴの市内産農畜産物への表示、イベントや広報等での積極的な活用を進めます。

また、「横浜農場の展開」により、横浜の食や農による都市の魅力向上にもつなげます。

※イメージ図



3 農業施策の体系



4章 施策の内容

取組の柱1 持続できる都市農業を推進する

将来にわたり持続可能な都市農業をめざし、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、横浜の農業を支える多様な担い手への支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進を図ります。

概要

市民の身近な場所で農業が営まれ、新鮮で安心な農畜産物が生産・販売されている特徴を生かし、持続できる都市農業を推進します。そのために、

- (1) 農業生産の基盤となる農地の整備や、市内産農畜産物の生産振興と安定供給の支援を行う
「農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興」
- (2) 経営感覚に優れた意欲的な農業経営体や農業後継者、新規参入者等の育成・支援を図る、
「横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援」
- (3) 農地の貸し借りの促進や耕作放棄地の発生防止・解消を行い、良好な農地として耕作が進むことを目的とした、「農業生産の基盤となる農地の利用促進」

の3つの基本的な施策を推進します。

取組の柱1の内容

施策1 農業経営の安定化・ 効率化に向けた 農業振興

事業① 市内産農畜産物の生産振興

- (1) 付加価値の高い農畜産物の生産振興
- (2) 先進的な栽培技術の活用
- (3) 環境への負荷を軽減した農業の推進
- (4) 畜産の振興

事業② 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援

- (1) 農業専用地区の特性に応じた農業振興策の策定
- (2) 上瀬谷通信施設跡地の農業振興策の策定

事業③ 生産基盤の整備と支援

- (1) 農業生産基盤・設備の整備・改修の支援
- (2) 土地改良団体等への運営指導

施策2 横浜の農業を支える 多様な担い手に 対する支援

事業④ 農業の担い手の育成・支援

- (1) 横浜型担い手等の認定・支援
- (2) 農業技術・経営力の向上
- (3) 個人・法人による新規参入の推進

事業⑤ 農業経営の安定対策

- (1) 農業金融制度等に対する支援
- (2) 経営安定対策制度への支援・協力

施策3 農業生産の 基盤となる農地の 利用促進

事業⑥ 農地の貸し借りの促進

- (1) 農地の貸し借りに関する調整
- (2) 遊休農地の利用促進

事業⑦ まとまりのある農地等の保全

- (1) 市街化調整区域内の農地の保全
- (2) 市街化区域内の農地の保全
- (3) 防災協力農地の登録

施策1 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興

事業① 市内産農畜産物の生産振興

市内産農畜産物の安定的かつ効率的な生産ができるよう、生産、販売、流通等に必要な設備等の導入支援や、営農上の知識・情報等の提供により、市内産農畜産物の生産を振興します。

特に、農畜産物の付加価値を高める取組や生産性を高める取組のモデルづくりを進めます。

また、環境への負荷を軽減した農畜産物の生産や消費者ニーズの高い品目の生産を支援するとともに、都市農業特有の課題に対応するための取組を推進します。

(1) 付加価値の高い農畜産物の生産振興

ア 推奨品目の生産奨励

ホテルやレストラン等の利用ニーズが高い、色や形のめずらしい野菜などを推奨品目として生産を奨励するとともに、飲食店での利用を促進するなど、農畜産物の付加価値を高める取組を推進します。



推奨品目のカラフルニンジン

イ 推奨品目の生産に必要な設備等の導入支援

推奨品目の生産に必要な栽培設備等の導入を支援することにより、安定的・効率的な生産を推進します。

(2) 先進的な栽培技術の活用

ア 先進的な栽培技術の設備導入支援

ICT技術を活用して栽培環境を調節する園芸用施設の統合型環境制御システムなど、先進的な栽培技術の導入を支援することにより、農畜産物の品質や生産性の向上を図ります。



環境を制御した育苗設備

多彩な横浜の農産物生産

横浜市の農業生産の特徴は、水田が少なく、畑がほとんどであることから、野菜類やいも類等の作付けが多く、その品目も多様なことです。また、果樹園もあり、様々な果物が栽培されています。

こうした多品目少量栽培は、都市周辺の産地には多く見られますが、横浜の場合は、それぞれの品目の生産規模も大きく、全国的にみてもかなり上位にランキングされる品目が多数あります。

野菜類で、最も生産が多いのはキャベツで、他にコマツナ、ホウレンソウなどの葉菜類、果菜類ではトマトやエダマメなど、根菜類ではダイコンなど、イモ類ではジャガイモやサツマイモなどが多く生産されています。また、カリフラワーは、横浜の特産野菜のひとつです。



果樹(果物)類では、圧倒的に日本ナシの生産が多く、「浜なし」のブランドで、新鮮で完熟、大玉のナシとして人気があります。また、ブドウやカキ、ウメ、キウイなども生産が盛んです。

また、生産量はわずかですが、ミカンなどの柑橘類や、ブルーベリーの生産も増えています。



花き類では、シクラメンなどの鉢物類や、パンジー・ベゴニア・マリーゴールド・ペチュニア・ニチニチソウなどの花苗の生産は、全国屈指のものがあります。また、植木生産も盛んです。



畜産も、市内で行われており、豚肉、牛肉、生乳、鶏卵、加工品等、良質な畜産物が生産されています。

(3) 環境への負荷を軽減した農業の推進

ア 環境保全型農業の推進

土づくり・施肥・病害虫防除・農薬などに関し、関係機関と連携しながら、農業者への情報提供や研修の機会をつくり、環境にやさしい農業を推進します。

(ア) 環境保全型農業推進者の認定・支援

たい肥等の有機質による土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減など、環境への負荷の軽減に取り組む意思のある農家を環境保全型農業推進者として認定するとともに、環境保全型農業に関する研修会の開催等により支援します。

(イ) 土壌診断等

畑の土や培養土の土壌分析や養液栽培などの培養液分析結果に基づき適切な施肥管理の指導を行い、肥料の過剰施用を防ぎます。



農家の畑の土壌分析

(ウ) 栽培展示

環境活動支援センター内に環境保全型農業の展示ほ場を設置し、環境にやさしい農業の検証と市民への紹介を行います。

(エ) 特別栽培農産物の認証

国のガイドラインに基づいて、節減対象農薬と化学肥料の使用を通常（県が定める慣行レベル）の5割以下に減らして生産する農産物を「特別栽培農産物」として認証することにより、栽培を奨励し、環境に与える負荷を軽減した農業を推進します。

(オ) GAP※の普及

GAPの制度の普及により、施肥や農薬の使用などの生産工程の改善が見込まれることから、神奈川県や農協等の関係機関と協力して普及を図るとともに、GAPに取り組む生産者等を支援します。

イ 周辺環境への配慮

大都市横浜の中で農家が農業経営を続けていくためには、農薬の使用やたい肥等から発生する臭気などについて、農地に隣接する住宅地等の周辺環境に配慮した取組が必要です。

このために、農薬の飛散防止ネット等の設置を支援し、周辺環境に配慮した農業を推進します。

また、必要な知識や技術を普及する各種研修会を神奈川県や農協など関係機関と連携して開催します。



農薬飛散防止ネット

※ GAP : Good Agricultural Practice の頭文字で、農業生産工程管理または適正農業規範と訳される。

(4) 畜産の振興

ア 畜産物の生産振興

市内産畜産物の生産を振興するため、畜舎の環境対策や家畜の改良などを支援します。

イ 家畜防疫・衛生対策等

神奈川県や農協等の関係機関と連携した畜舎巡回による家畜防疫対策の指導や、家畜衛生対策等について助言・支援を行うことで、家畜伝染病の発生等を防止します。



取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
①	(1) 付加価値の高い農畜産物の生産振興	奨励品目の生産奨励：140件	
		奨励品目の生産設備導入支援：25件	
	(2) 先進的な栽培技術の活用	先進栽培技術の設備導入支援：20件	
		(3) 環境への負荷を軽減した農業の推進	土壌・培養液の分析：6,000件
	周辺環境に配慮した設備の設置支援：25件		
(4) 畜産の振興	推進		

事業② 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援

都市農業の拠点である市内のまとまりある農地について、ほ場やかんがい施設等の整備を進めるため、農地を取り巻く状況に対応した農業振興策の策定を進めます。

農業生産に必要な環境（生産基盤）の向上や、市民への新鮮で安心な農畜産物供給の場の確保など、地域の特性を生かし、都市と調和した良好な環境の創出を目指します。

（１）農業専用地区の特性に応じた農業振興策の策定

まとまりある農地を、都市農業の拠点として、昭和44年から横浜市独自の農業専用地区に指定し、基盤整備等の農業振興策を進め、現在、28地区の農業専用地区が指定されています。

この間、農地周辺の土地利用転換や農家の高齢化、農業生産基盤の老朽化など、農地を取り巻く様々な状況が変化しており、その変化をふまえて、農業専用地区等の営農状況や周辺環境等の実態調査を実施し、地域の特性に応じた農業振興策を検討し、持続的な都市農業の推進を図ります。



十日市場農業専用地区(緑区)

（２）上瀬谷通信施設跡地の農業振興策の策定

長い間米軍施設として接収されていた上瀬谷農業専用地区と上川井農業専用地区は、これまで電波障害対策上、園芸用施設等の設置が制限され、また農道や畑地かんがい施設等の生産基盤整備もできませんでした。平成27年6月に全域返還された上瀬谷通信施設跡地は広大な農地であり、安定した農業生産を進めていく上では生産基盤の整備が不可欠な状況であり、返還を契機に、営農上支障となっている農道等の暫定的な整備を行ってきました。



上瀬谷農業専用地区の現況

今後は、地区全体の土地利用計画と連動し、本格的な農業振興のための生産基盤整備や先進的な栽培技術の導入による営農環境の充実、ここでとれた良質な農畜産物を味わい、農の魅力を感じられるなど、将来的な農地の利用方法など地域特性に応じた農業振興策を、地元農業者とともに検討を進め策定します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
②	(1) 農業専用地区の特性に応じた農業振興策の策定	策定：2地区	
	(2) 上瀬谷通信施設跡地の農業振興策の策定	策定	

農業専用地区とは、

農業専用地区は、昭和44年の「港北ニュータウン」地域内農地を対象とした指定に始まり、昭和46年以降、「計画的都市農業の確立」の推進基盤として市域全体に拡大されてきた横浜市独自の農業振興策です。

農業専用地区に指定されると、生産基盤の整備を始めとした横浜市の農業振興策が優先的かつ重点的に行われます。地区の指定は、農業振興地域における農用地区域（農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域）を中心とした、まとまりのある農地がある地区（おおむね10ha）を対象として横浜市が行います。生産基盤の整備により「新鮮で安心な農畜産物の市民への供給」、「地域の自然や田園景観の保全」、「災害等から市民を守る防災空間等の確保」が図られます。

このように、農業専用地区の指定により、「都市農業の確立と継続」、「都市と調和した良好な環境」を創出します。「農業専用地区」は、今日の横浜市における農業の礎となっており、今後の農業施策においても中心となる施策です。

農業専用地区（28地区、1,071ha）



番号	地区名	指定年月日	地区面積 (ha)	
1	港北ニュータウン農専	池辺	昭和44.9.24	60.0
2		東方	昭和44.9.24	60.0
3		折本	昭和44.9.24	43.0
4		大熊	昭和44.9.24	20.0
5		新羽大熊	昭和44.9.24	23.0
6		牛久保	昭和44.9.24	24.0
7	神奈川区菅田羽沢	昭和47.3.31 (変更S58.10.5) (変更H3.4.20) (変更H26.12.11)	61.1	
8	戸塚区東俣野	昭和47.3.31 (変更S48.11.2) (変更H9.2.4)	65.7	
9	保土ヶ谷区西谷	昭和47.11.25 (変更S51.5.25)	25.2	
10	磯子区氷取沢	昭和48.3.22	20.9	
11	栄区田谷長尾台	昭和48.10.30	35.1	
12	港南区野庭	昭和50.12.27	43.4	
13	泉区中田	昭和51.5.13	40.0	
14	泉区並木谷	昭和51.5.13	35.0	
15	旭区上川井	昭和52.7.7	35.3	
16	瀬谷区上瀬谷	昭和52.7.7	92.0	
17	戸塚区舞岡	昭和54.9.17 (変更H22.10.15)	102.7	
18	戸塚区小雀	昭和55.4.25	25.7	
19	緑区鴨居東本郷	昭和57.1.13	19.1	
20	青葉区寺家	昭和61.3.24	86.1	
21	戸塚区平戸	昭和61.3.24	8.8	
22	緑区鴨居原	昭和61.9.1	17.1	
23	金沢区柴	平成3.3.30	17.4	
24	青葉区保木	平成4.3.3	14.7	
25	都筑区佐江戸宮原	平成5.3.15	8.6	
26	緑区北八潮	平成9.5.15	39.8	
27	緑区長津田台	平成18.8.30 (変更H23.12.1)	25.7	
28	緑区十日市場	平成27.1.9	21.6	
	計	28地区	1071.0	

上瀬谷通信施設とは

平成 27 年 6 月 30 日、米国海軍上瀬谷通信施設が返還されました。

瀬谷区瀬谷町及び旭区上川井町にまたがる約 242ha もの広大な土地で、国有地が約 109.5ha (45.2%)、市有地 22.7ha (9.4%)、民有地約 110.0ha (45.4%) からなり、建物面積はわずかに 23,327 m² (0.96%) です。

歴史的には、昭和 16 年に日本海軍が倉庫用地等として接収した軍用地で、昭和 20 年 8 月に終戦に伴い米軍が接収。昭和 22 年 10 月に一旦解除され、農林省が開拓財産として地元農家に売渡手続きを進めていた矢先の昭和 26 年 3 月に朝鮮戦争の勃発により再接収されました。昭和 35 年 3 月に周辺地域 945ha を電波障害防止地域に指定することで合意され、米国海軍第七艦隊の艦船との間の通信施設として重要な役割を担ってきました。

この間に、昭和 52 年 3 月に国有農地 107ha が 167 人の耕作者に売り渡され、11 月に 0.5ha、昭和 59 年 3 月に 1.9ha が売り渡されています。農地部分は、農業振興地域の農用地区域（上瀬谷 79.2ha、上川井 17.8ha）及び道水路を含めて農業専用地区（上瀬谷 92.0ha、上川井 35.3ha）に指定されましたが、電波障害防止地域のため、大掛かりな土地基盤整備事業は行っていません。

また、電波障害の関係からハウス等の建設ができないため、昭和 44 年に、地下にウドの軟化栽培施設を設置しています。

その後、平成 7 年に電波障害防止地域が廃止され、平成 15 年には施設内にあった司令部が青森県三沢基地内に移転し、平成 16 年 10 月の日米合同委員会において返還の方針が合意されました。平成 20 年には住宅及び関連施設が閉鎖され、平成 26 年 4 月の日米合同委員会で返還が決定し、平成 27 年 6 月に返還されました。



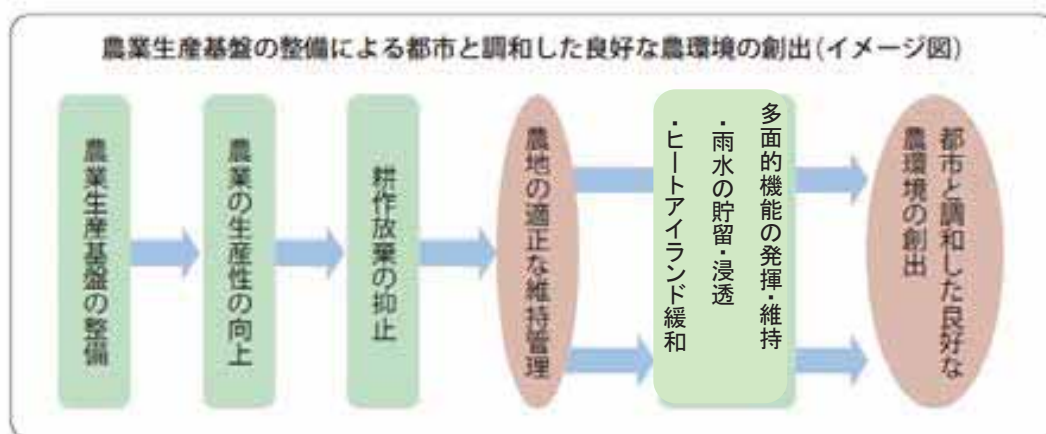
事業③ 生産基盤の整備と支援

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、農業生産基盤の整備を支援していきます。さらに、地域の農地管理団体の運営指導を充実し、地域の活性化を図ります。

農業の生産性が向上することにより農業経営が安定し、耕作の放棄が抑止されるなど農地の適正な維持管理に貢献します。これにより、農地が農業生産の場としてだけでなく農地の持つ多面的機能（雨水の貯留・浸透、ヒートアイランド現象の緩和等のグリーンインフラとしての機能等）を発揮することができます。その結果、都市と調和した良好な農環境が創出されます。

(1) 農業生産基盤・設備の整備・改修の支援

農業生産の基礎となる生産基盤の整備を支援することにより、農業の生産性の向上や農業経営の安定化、耕作放棄地の発生抑制など農地の適正な維持管理を進めます。



ア ほ場整備

農地の勾配を緩くしたり、土留め整備を行うことにより、畑の土の流出を防止し良好な土壌の保全につなげるための整備を支援します。

また、土地改良区が行う区画整理等の事業を支援します。



基盤整備済の農業専用地区(都筑区)

イ かんがい・排水施設の整備

農業生産に必要な、水環境の保全と有効利用を図るため、畑地かんがい施設の配管、暗きょ排水等のかんがい・排水施設の整備・更新を支援します。

ウ 農道整備等

土地改良団体が管理する未舗装の農道や凹凸の大きい農道の改良・整備を支援することにより、農作業の効率化と農畜産物の運搬中の荷痛みを防ぐことで品質向上を図ります。

また、生活道路として利用されている農道について道路管理者に早期移管を進め、道路の維持管理の円滑化と市民サービスの向上を図ります。

(2) 土地改良団体等への運営指導

土地改良法に基づく許認可等に関し、審査を行うとともに、認可を受けて設立された土地改良区の、運営業務・整備事業・換地処分等を総合的に支援・指導します。また、換地処分により生じる土地の区画や道路、水路の確定や、横浜市の公共用財産への移管をするために必要な測量業務などへの支援を行います。

さらに、農業専用地区内の農家を中心に組織された各農業専用地区協議会や水田地域を中心に組織されている市内の各水利組合対して、組織運営への助言や整備事業に対する技術指導を行います。

横浜ふるさと村、恵みの里においては、市民と農業者団体との交流事業の運営支援、市民向け講座の開催支援を実施します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
③	(1) 農業生産基盤・設備の整備・改修の支援	整備改修支援：のべ 40 地区	
		農道移管支援：随時	
	(2) 土地改良団体等への運営指導	随時	土地改良区：8 団体、 農業専用地区協議会：14 団体、 水利組合：22 団体、 ふるさと村総合案内所 2 地区、 恵みの里推進組織：4 団体

「横浜ふるさと村」と「恵みの里」

横浜ふるさと村は、良好な田園景観を残している農業地域の農地や山林を将来にわたって保全するとともに、農業の振興を図ることを目的としています。市内では、「寺家ふるさと村」（昭和62年開村）と「舞岡ふるさと村」（平成9年開村）の2か所が整備され、市民と農家を結ぶ交流拠点として、「寺家ふるさと村四季の家」、「舞岡ふるさと村虹の家」の2つの総合案内所があり、自然・農業・農村文化などにふれあい、親しめる場となっています。



寺家ふるさと村の風景

恵みの里は、市民と農との交流を通じて、地域ぐるみで農業振興を図り、農地の保全や活力ある地域農業が安定的に営まれることにより、多くの恵みを市民にもたらすことを目的としています。市内では「田奈恵みの里」、「都岡地区恵みの里」、「新治恵みの里」、「柴シーサイド恵みの里」の4地域が指定されています。

恵みの里では、地域住民を対象に農業教室や農産加工教室といった農体験教室や農畜産物直売会等による地産地消の推進、地域農業のPRなどが行われ、市民が農とふれあえる場になっています。



舞岡ふるさと村のサツマイモ掘り

施策2 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援

事業④ 農業の担い手の育成・支援

市内の農家は、少量多品目栽培や品目数を絞った比較的大規模な栽培など、多様な農業を営んでいます。しかし、近年の度重なる天候不順等による農業経営の不安定化、農地周辺の宅地化などによる農家の営農環境の悪化など、様々な問題を抱えています。

そこで、意欲的に農業に取り組む担い手として、認定農業者のほか、女性農業者や環境保全型農業に取り組む生産者を横浜型担い手として認定し、支援を行います。

また、農業後継者の育成、農業技術や営農意欲の向上のための情報発信、経営力向上にむけた取組、農外からの個人・法人の農業への新規参入などを推進します。

(1) 横浜型担い手等の認定・支援

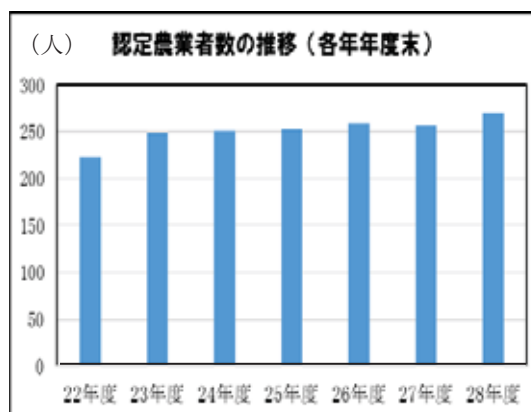
ア 認定農業者

自らの農業経営を生産拡大や規模拡大などにより改善し、地域の中心的な農業者として営農を行う意欲のある農家を認定農業者として認定し、支援を行います。

<認定農業者の認定制度>

農業経営基盤強化促進法に基づき、効果的かつ安定的な農業経営を目指すために農業者自らが「農業経営改善計画」（5年後の経営目標）を作成し、市が策定した「農業経営基盤の強化に関する基本構想」に照らして適切であると認められた場合に、その計画を認定します。

認定された農業者を対象に、計画の実現のために必要な専門家による経営診断や各種研修会の開催、経営改善に必要な機械・設備等の導入等の支援を行います。



イ よこはま・ゆめ・ファーマー

女性農業者がいきいきと働き暮らせる農のあるまち横浜を目指すため、農業経営や地域活動などに主体的に係わっている女性を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定し、グループ活動やネットワークづくり等の支援を行います。

<よこはま・ゆめ・ファーマーを目指す女性農業者像>

- (ア) 地域の農業を支える担い手としての自覚と誇りを持つ
- (イ) 農業経営に主体的に参画する
- (ウ) 農のある地域づくりや、女性起業を目指す
- (エ) 地域の農業に関する様々な方針決定の場へ積極的に参画する
- (オ) 女性農業者ならではのネットワークをつくる



ウ 環境保全型農業推進者

たい肥等の有機質による土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用量の削減など、環境への負荷の軽減に取り組む意思のある農家を環境保全型農業推進者として認定し、環境保全型農業に関する研修会の開催や情報提供、直売所等に掲示する表示板の交付などの支援を行い、消費者に周知します。

<環境保全型農業推進者の取組項目>

- (ア) 堆肥その他有機質資材による土づくり
- (イ) 化学肥料の施用を減少させるための技術の導入
- (ウ) 化学合成された農薬の使用量を減少させるための技術の導入
- (エ) 有効な資源の再利用及び省エネルギーに必要な技術の導入
- (オ) 環境保全型農業の取組内容の記帳



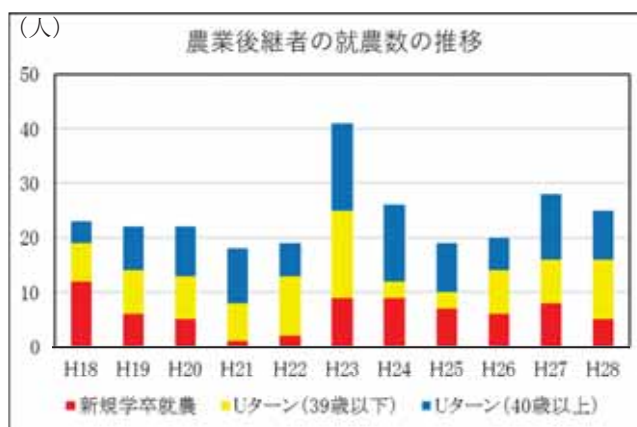
環境保全型農業推進者の直売所用表示板（見本）

エ 農業後継者の育成

横浜は、他都市と比べて毎年多くの方が農業後継者として新規に就農しています。内訳としては、農家子弟のUターン就農が多く、他に高校・大学等卒業後の就農があります。

これらの農業後継者が、意欲とやりがいを持って農業に取り組むことができるように、栽培技術や農業関連制度などに関する研修会の開催、規模拡大のための農地あっせんなどの支援を実施し、農業後継者がより増加するように取組を進めます。

また、後継者等が、作物の栽培技術や機械の操作方法等を習得する機会を増やすため、農家間で実施する研修に対して支援を行います。



(2) 農業技術・経営力の向上

新品種や新しい栽培方法など生産技術に関する栽培調査・展示、土づくりや病虫害防除など営農情報の農家への発信・提供、各種研修会や農畜産物品評会の開催支援などを行うことにより、農家の農業技術や営農意欲の向上を図ります。

また、高齢化や労働力不足等により農業経営の継続に課題を抱えている農家等の支援として、機械作業を有料で引き受ける受託組織の効率的・効果的な運営方法の検討など、長期的に見た農業労働力対策を、農協等の関係機関と協力・連携して検討します。



浜なしの持寄品評会

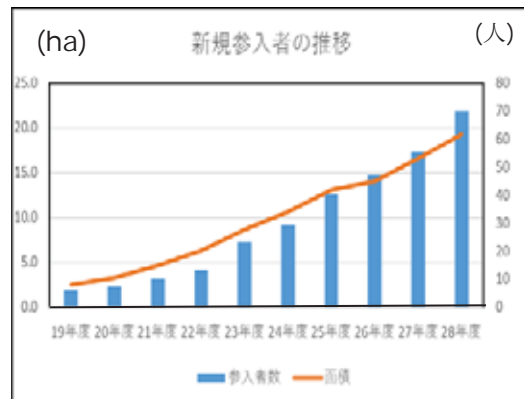
(3) 個人・法人による新規参入の推進

農家以外の出身者の農業への新規参入や、農業以外の法人による農業への参入についても推進します。特に、教育団体や福祉団体の農業参入を進めます。

また、法人格をもたない地域の農地管理団体などが、地域内の遊休農地を活用して、景観作物の栽培や農業体験に活用する方策についても検討します。

ア 農業への新規参入を希望する個人の参入

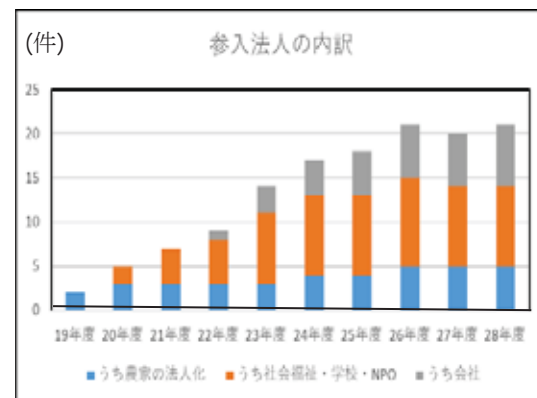
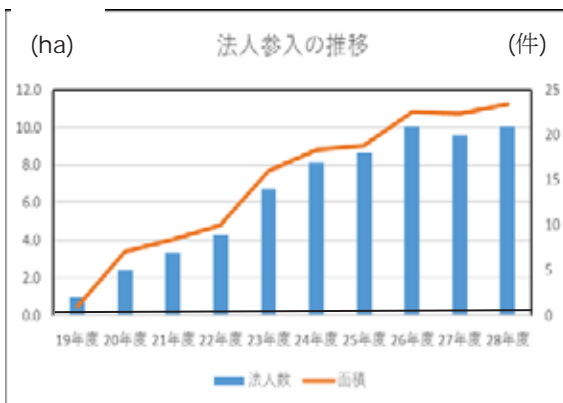
新規参入者として育成する「横浜チャレンジファーマー」や、農業経営基盤強化促進法に基づき認定する「認定新規就農者」などを中心に、農業への参入を進めます。



イ 農業への参入を希望する企業等の参入

企業の農業参入についても、企業の経営のノウハウを導入した効率的な農業経営の手法を取り入れることによる、地域農業の活性化や、農地の有効活用が進むといった効果が期待されます。

また、学校法人や社会福祉法人、NPO法人などが、教育や福祉事業として農地を利用する場合も、関係局等と連携して、引き続き推進します。



取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
④	(1) 横浜型担い手等の認定・支援	横浜型担い手の支援：50件	
	(2) 農業技術・経営力の向上	農業技術の現地指導：3,500回	
	(3) 個人・法人による新規参入の推進	参入：50件	

事業⑤ 農業経営の安定対策

農業経営に必要な資金の融資や、国・県の制度による融資に伴う利子補給等により、借入農家の負担を軽減することで農業経営の安定化を図ります。

また、国・県が実施する野菜等の価格安定制度等に参加する生産者を支援することにより、市内産農畜産物の計画生産・出荷と経営安定を図ります。

(1) 農業金融制度等に対する支援

ア 農業経営資金融資預託

市内の農家等に対して、農業経営に必要な短期（1年間）の運転資金を低利で融資するため、資金を預託し、農協（融資機関）を通じて融資を行います。

イ 農業振興資金利子補給

市内の農家等が生産施設等の整備拡充を行う際、農協等の融資機関から低利に調達できるようにするため、融資機関に対し利子補給を行います。

ウ 農業経営基盤強化資金利子助成

市内の認定農業者が、農業経営改善計画の実施に必要な長期資金を、融資機関である日本政策金融公庫から借り入れる場合に、利子助成を行います。

(2) 経営安定対策制度への支援・協力

国・県が実施する野菜価格安定対策事業（共同出荷・販売された野菜の卸売価格が下落したときの損失を一定の範囲まで補てんする制度）に参加する生産者に対して、生産者の資金造成負担金の一部を助成し、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

また、収入保険制度や新たな品目での経営安定対策についても、加入推進に協力し、関係農家の経営安定を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑤	(1) 農業金融制度に対する支援	承認件数：150件	経営資金、振興資金、 基盤強化資金の合計
	(2) 経営安定対策制度への支援・協力	推進	

施策3 農業生産の基盤となる農地の利用促進

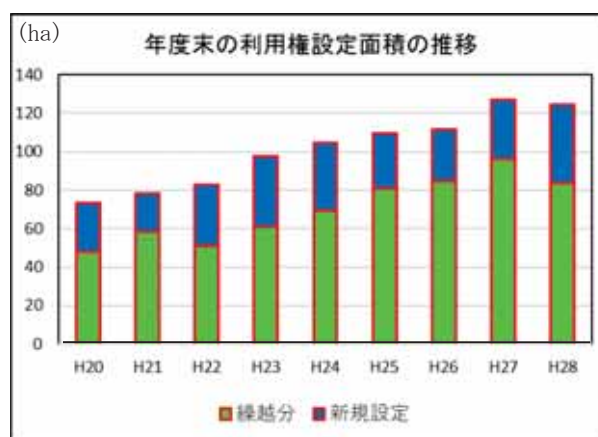
事業⑥ 農地の貸し借りの促進

市内の農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入を希望する個人・法人等への農地の貸し借りを進めます。特に、耕作放棄地など、農地の遊休化が進んでしまった土地や、高齢化や後継者不足等の労働力不足等により遊休化が懸念される農地については、いち早く情報を集め、農地情報のマッチングを行い、貸し借りに結び付けることによって農地の利用促進を図ります。

(1) 農地の貸し借りに関する調整

ア 利用権設定等促進事業

農業経営基盤強化促進法に基づく調整区域内の農地の貸借制度に基づき、農地の貸し手と借り手の申し出を、市が仲介し、農業委員会などの関係機関の協力を得て、農地の貸し借りに結び付けていきます。



イ 生産緑地地区内農地の貸借の推進

市街化区域の農地では利用権を設定することはできませんでしたが、(仮称)都市農地の貸借に関する円滑化法案では、市街化区域内のうち生産緑地地区内の農地については貸し借りが可能となります。農地所有者の耕作が難しくなった生産緑地地区については、この制度を活用し貸し借りを促進することにより、都市農地の保全活用を図ります。

(2) 遊休農地の利用促進

ア 遊休農地の利用促進に向けた農地調査

農地の利用状況調査、耕作放棄地の発生・解消に関する調査等を実施するとともに、農業委員・農地利用最適化推進委員と連携し、関係機関と農地の情報や規模拡大希望農家の情報・課題等を共有しながら、遊休農地の解消を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
⑥	(1) 農地の貸し借りに関する調整	貸借面積：130ha	生産緑地を含む
	(2) 遊休農地の利用促進	農地調査：5,000ha	

事業⑦ まとまりのある農地等の保全

市内には、郊外部にまとまりのある農地が広がり、多種多様な農畜産物が生産されています。また、市街化区域の中にも意欲を持って、農業に取り組む農家があります。法制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

(1) 市街化調整区域内の農地の保全

ア 農業振興地域の農用地区域内農地の保全

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、市街化調整区域の中に農業振興を図るべき「農業振興地域」を県が、農業振興地域内の「農用地区域」を市が定め、農地の有効利用と農業振興を計画的に推進しています。この制度で約 1,000 h a の農用地区域を指定しており、引き続きこの制度で適切に運用することで、優良な農地を保全します。

イ 農地転用許可制度の適切な運用

市街化調整区域内の農地の転用許可権限については、改正農地法に基づく指定市町村として、県知事から移譲されています。農地転用許可基準等に基づき、農地転用の申請に対して適切に判断するとともに、転用農地の周辺農地に対する被害防除にも努めるよう指導を行います。

(2) 市街化区域内の農地の保全

ア 生産緑地地区内の農地の保全

市街化区域内の農地における緑地機能を積極的に評価し、良好な都市環境の形成を図るため、平成4年から生産緑地地区として指定を進めてきました。

生産緑地法の改正に伴い、指定要件を緩和（500 m²から300 m²へ）する市条例の制定を踏まえ、今後も生産緑地地区の指定拡大を進め、市街化区域内でも安心して農家が経営できるよう市街化調整区域と同様に生産振興の支援を進めていきます。



生産緑地地区

イ 特定生産緑地地区の指定推進

生産緑地地区は、指定から30年経過すると、いつでも買取申出ができ規制解除につながることから、生産緑地法改正により買取申出時期が10年間延期される「特定生産緑地地区」制度が創設されました。新たな制度の運用を図り、継続して市街化区域内農地の保全を図ります。

(3) 防災協力農地の登録

阪神・淡路大震災を契機として、全国に先駆けて「防災協力農地登録制度」を創設し、約 280ha の農地を防災協力農地として登録しています。登録された農地は、災害時に避難場所、延焼の遮断、仮設住宅用地などの役割を果たします。



防災協力農地

取組の目標

事業	取組	5 か年目標	備考
⑦	(1) 市街化調整区域内の農地の保全	農振農用地区域の管理：推進	
		農地転用許可制度の適切な運用：推進	
	(2) 市街化区域内の農地の保全	生産緑地地区の指定と制度の運用：推進	
		特定生産緑地地区の指定：推進	
(3) 防災協力農地の登録	登録：推進		

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

農地は、新鮮な農畜産物の供給の場であることに加えて、里山などの良好な景観の形成、生物多様性の保全、雨水の貯留・かん養や災害時の避難場所になるなど多様な機能や役割を有しています。このような農地の機能や役割に着目しながら、市民農園の開設や農体験教室の開催、地産地消の推進などにより、市民が身近に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

取組の柱2の内容

施策1 農に親しむ取組の 推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1) 水田の保全
- (2) 特定農業用施設保全契約の締結
- (3) 農景観を良好に維持する活動の支援
- (4) 多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2 地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

- (1) 地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1) 地産地消を広げる人材の育成
- (2) 市民や企業等との連携

施策1 農に親しむ取組の推進

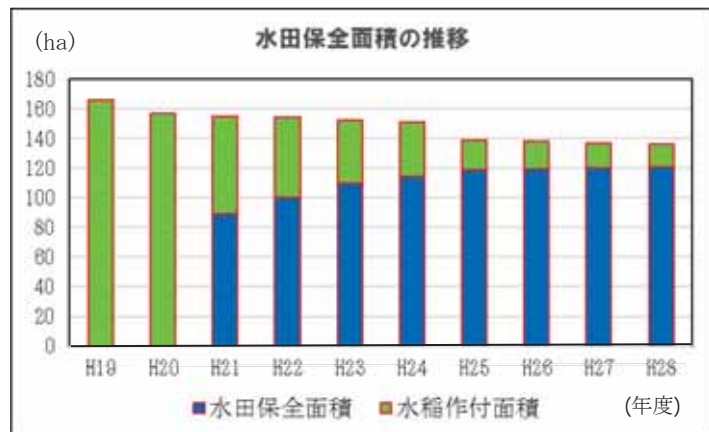
事業① 良好な農景観の保全

農地は良好な農景観の形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・かん養機能など多様な機能を有しており、横浜に残る農地や農業がつくり出す「農」の景観は多様です。農業専用地区に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家や法人などにより農地を維持する取組を支援します。

(1) 水田の保全

ア 水田の継続的な保全の支援

土地所有者が水田を維持し、水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稻の作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。



イ 良好な水田景観保全のための水源・水路の確保

水田景観を保全するために必要な水源や水路を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、堰や井戸などの設置・更新や、水路の改修などを支援します。



保全された水田(戸塚区)

(2) 特定農業用施設保全契約の締結

農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。



特定農業用施設保全契約の適用例

(3) 農景観を良好に維持する活動の支援

市街化調整区域のまとまりのある農地や市街化区域の生産緑地地区などを対象に、周辺環境と調和した良好な農景観を維持する活動を支援します。

ア まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

良好な農景観を形成するための水路等での清掃活動や農地縁辺部への植栽などに対して支援します。

また、農地周辺の環境を良好に維持するため、土砂流出を防止する活動に対する支援や農地周辺の不法投棄対策を進めます。



農地の縁辺部への植栽(金沢区)

イ 周辺環境に配慮した活動への支援

都市の中で農景観を維持するためには、農地の周辺にお住まいの方々の農業への理解が必要です。

このため、農地周辺の環境に配慮して、農地からの土ぼこりの飛散を予防・解消するために牧草等を栽培する活動や、農作業等により生じるせん定枝などを野焼きせずに、たい肥化する活動などに対して支援します。

(4) 多様な主体による農地の利用促進

遊休化して荒れた農地は、街の美観を損ねるだけでなく、農地の貸し借りが進まない傾向にあります。このため、意欲ある農家や新規に参入を希望する法人など多様な主体へ農地を貸し付けられるよう、遊休化した農地の復元を支援することで、良好な農景観を保全します。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
①	(1) 水田の保全	水田保全面積：125ha 水源・水路の確保：10か所	
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	制度運用	
	(3) 農景観を良好に維持する活動支援	●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援 ・集団農地維持面積：730ha ・農地縁辺部への植栽：55件 ・土砂流出防止対策：15件	
		●周辺環境に配慮した活動への支援 ・牧草等による環境対策：20ha ・たい肥化設備等の支援：25件	
	(4) 多様な主体による農地の利用調整	遊休農地の復元支援：1.5ha	

※ 横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）での「長期貸付奨励金」は、2018(平成 30)年度までの利用権設定分のみ支援

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を市内各地で進めます。また、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村や恵みの里を中心に、市民が農とふれあう機会の提供や、農家への援農活動を支援します。

(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

ア 収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備等を支援します。



イチゴの収穫体験農園

イ 市民農園の開設支援（栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園）

農家から指導を受けることができ、農作業の経験がない人でも栽培から収穫までを楽しめる栽培収穫体験ファームや、利用者が自由に農作業を楽しめる認定市民菜園（現、特区農園を改称）など、土地所有者などが農園を開設するための支援を行います。

また、農園の開設のノウハウを持った市民農園コーディネーター*の活用などにより、円滑な農園開設に向けた支援を行います。

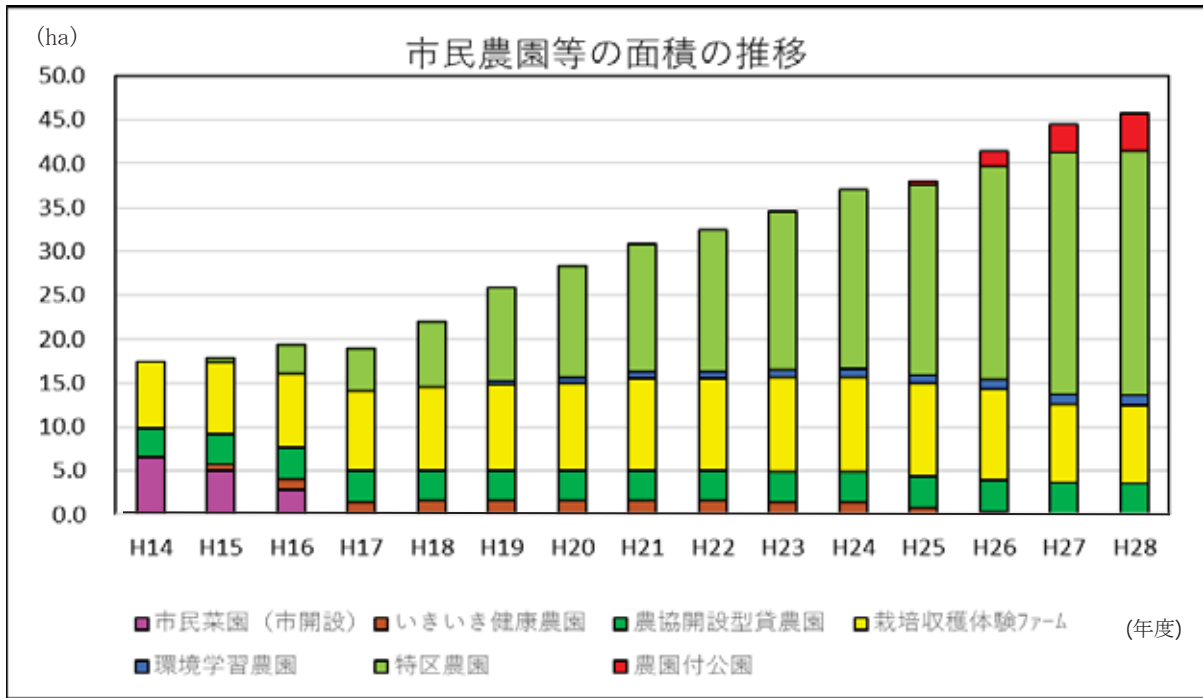


市民農園

ウ 農園付き公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を公園として市が買取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を公園に開設します。

※ 市民農園コーディネーター：横浜市が主催する講座を受講し、市民農園の開設に必要な知識・技術を身につけ、横浜市から認定を受けた法人。市民農園の計画・整備、及び周辺環境や地域農業との調和対策に関する支援を行う。



様々な市民利用型の農園があります



(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

ア 横浜ふるさと村・恵みの里等における農を楽しむ取組の推進

横浜ふるさと村や恵みの里等で、農産物の収穫などの農体験教室や横浜の農を知ってもらうアグリツーリズムの推進など、市民が農とふれあう機会を提供します。また、恵みの里については、新規地区の指定を進めます。



田奈恵みの里の体験水田

イ 農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や農体験講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。子どもたちが楽しく農を学べるよう、家族で参加できる農体験講座の充実に取り組みます。

また、援農コーディネーター*等を活用し、市民農業大学講座修了生などによる農家への援農活動を支援します。



家族で学ぶ農体験講座

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
②	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	●様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：22.8ha	内訳 収穫体験農園：7.5ha、 市民農園：10.0ha、 農園付公園：5.3ha
	(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室などの開催：450回	アグリツアー含む 横浜ふるさと村：寺家、舞岡 恵みの里：田奈、都岡、新治、柴シーサイド
		●市民農業大学講座の開催：100回	
		●農体験講座の開催：30回	

※ 援農コーディネーター：労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の援農を支援する組織

施策2 地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

身近に市内産農畜産物を買える場や機会があることへの市民ニーズは高く、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組は、身近に農を感じ、横浜の農への理解を深めるきっかけにもなります。そこで、「横浜農場の展開」による地産地消を推進するため、地域でとれた農畜産物などを販売する直売所等の整備・運営支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなどの取組を進めます。あわせて、地産地消に関わる情報の発信など、PR活動を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

ア 直売所等の整備・運営支援

直売所や加工所に必要な設備の導入等を支援します。

また、市民が楽しみながら農畜産物を購入できる青空市やマルシェの開催等を支援します。



みなとみらい農家朝市

イ 市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽に活用し、市民が市内産植木や草花に親しめる機会を創出します。

ウ 情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどの活用、地産地消に関する各区での取組の支援により、地産地消の取組のPRを推進します。また、「横浜農場」を活用した市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの強化を図ります。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
③	地産地消にふれる機会の拡大	●直売所・青空市等の支援：285件	
		●緑化用苗木の配布：125,000本	
		●情報発信・PR活動：情報誌などの発行30回	

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

市内産農畜産物を食材として活用し、加工販売したいと考える企業や、横浜の農業の魅力を伝える活動を行う野菜ソムリエや料理人などが増え、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が地産地消の取組を実施する活動が広がっています。この動きをさらに拡大するため、市民の「食」と、農地や農畜産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ[※]」などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図り「農のプラットフォーム[※]」を充実するとともに、農と市民・企業等が連携した「横浜農場の展開」を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

ア はまふうどコンシェルジュの育成

講座の開催により、地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュを育成します。また、コンシェルジュの自発的な活動を支援します。

イ 地産地消活動の情報交換の場づくり

直売を行う生産者や地産地消サポート店[※]、はまふうどコンシェルジュ、地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等を開催し、ネットワークづくりを支援することで、「農のプラットフォーム[※]」の充実を図ります。



はまふうどコンシェルジュ講座

(2) 市民や企業等との連携

ア 企業等との連携の推進

地産地消を広げるため、生産者と企業等とのマッチングなどにより連携を推進します。

イ 地産地消ビジネス創出の推進

地産地消に貢献する新たなビジネスに取り組む意欲のある市内中小企業等を対象に、ビジネスプランを策定するための講座を開催し、認定されたプランを支援します。

ウ 学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携し、学校給食での市内産農産物の一斉供給や、小学生を対象とした料理コンクールを開催します。

※ はまふうどコンシェルジュ：横浜市が横浜の「食」と「農」をつなぎ地産地消を広めるため、講座で育成した市民

※ 地産地消サポート店：市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで、横浜市に登録されているもの

※ 農のプラットフォームについては、「これからの緑の取組[2019-2023]（素案）」以降に追加したものです。

取組の目標

事業	取組	5か年目標	備考
④	(1)地産地消を広げる人材の育成	●はまふうどコンシェルジュの活動支援等：150件	
		●地産地消ネットワーク交流会の開催：5回	
	(2)市民や企業等との連携	●企業等との連携：50件	
		●ビジネス創出支援：12件	
		●学校給食での市内産農産物の一斉供給：推進	
		●料理コンクールの開催：5回	

